

財産形成期日指定定期預金規定

令和2年4月現在
(令和2年4月1日 改定)

1. (預入れの方法等)

(1) 財産形成期日指定定期預金(以下「この預金」といいます)の預入れは1口1,000円以上とし、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

(2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。

(3) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成預金契約の証(以下「契約の証」といいます)を発行し、預入れの残高を年に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類/期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を措置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

(1) この預金(第6条による一部解約後の残りの預金を含みます)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を取引店に申出てください。

4. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、継続停止の申出があった場合に次項以下に定める満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 満期日は、措置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定すること

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

により定めることができます。

満期日を指定する場合は、取引店に対してその1か月前までに通知を必要とします。

(3) 満期日は前項に準じてこの口座の預金残高の全部又は一部に相当する金額について指定することができます。

(4) 第2項または第3項により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとして扱います。

この場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満…当金庫所定の「2年未満」利率

B 2年以上……………当金庫所定の「2年以上」利率

(2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前項の利息（継続を停止した場合の利息を含みます）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

この場合の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 継続された預金の利息についても前2項と同様の方法によります。

ただし、利率は当金庫所定の日それぞれ変更します。

この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(4) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および反社会的勢力の排除に関する特約第2条の規定により解約する場合には、その利息は預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数第4位以下は切捨てます）によって1年複利の方法により計算しこの預金とともに支払います。

なお、満期日前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに取引店へ提出してください。

(2) 預金残高の一部解約

この預金は、当該口座が保有する預入明細のうち、明細単位に払戻請求することができます。

その時には、前項に準じてお取扱いします。

(3) 前2項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約、書替継続手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示および確認するための手續等を求めることがあります。

この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約、書替継続の手續を行いません。

(4) 次の各号の一つにでも該当した場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名または名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合

② この預金口座の名義人の意思によらずに開設あるいは利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

③ この預金の預金者が財産形成預金共通規定第4条第1項に違反した場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者の回答や預金者について確認した事項および預金者情報等に偽りがあることが明らかになった場合

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑦ 第1号から第6号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

⑧ 当金庫が預金者または取引について、当金庫が定める適切な顧客管理を実施できないと判断した場合

(5) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(6) 前項のほか、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

(7) 本条による解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、本条による解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(8) 第4項から第6項までにより、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書あるいは通帳と届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。

この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

7. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この他、「財産形成預金共通規定」を参照ください。

以上